

長野県内（ながのけんない）における新型（しんがた）インフルエンザ患者（かんじゃ）
の発生（はっせい）に関（かん）する知事（ちじ）メッセージ
平成（へいせい）21年（ねん）6月（がつ）15日（にち）
長野県知事（ながのけんちじ）〔長野県新型（ながのけんしんがた）インフルエンザ対策
本部長（たいさくほんぶちょう）〕 村井仁（むらいじん）

本日（ほんじつ）6月（がつ）15日（にち）、県内（けんない）で2例目（れいめ）の
新型（しんがた）インフルエンザ患者（かんじゃ）が確認（かくにん）されました。患者
（かんじゃ）さんが1日（にち）も早（はや）く快復（かいふく）されますよう祈（いの）
っています。

今回（こんかい）は、発症（はっしょう）する1日前（にちまえ）に患者（かんじゃ）が
ご家族（かぞく）で市内（しんない）の行事（ぎょうじ）に参加（さんか）しており、二次
感染（にじかんせん）のおそれがあることから、県（けん）といたしましては、5月（が
つ）22日（にち）に政府（せいふ）から発表（はっぴょう）された「基本的対処方
針（きほんてきたいしよほうしん）」に基（もと）づき、下記（かき）のとおり対応（たい
おう）します。

県民（けんみん）の皆（みな）さまの健康（けんこう）と生活（せいかつ）を守（まも）
るため、関係機関（かんけいきかん）と十分（じゅうぶん）に連携（れんけい）して対策
（たいさく）に当（あ）たるとともに、今後（こんご）もホームページ等（とう）を通（つ
う）じて最新（さいしん）の情報（じょうほう）を迅速（じんそく）に提供（ていきょう）
しますので、ご理解（りかい）とご協力（きょうりょく）をお願い（ねが）いたします。

1. 患者（かんじゃ）が活動（かつどう）した行事（ぎょうじ）への対応（たいおう）

(1) 行事（ぎょうじ）

・「2009 保育（ほいく）フェア」〔飯田市職員労働組合（いいだししょくいんろうどうく
みあい）、飯田市職員労働組合保育職部会（いいだししょくいんろうどうくみあいほいく
しょくぶかい）〕

平成（へいせい）21年（ねん）6月（がつ）13日（にち）〔土（ど）〕午後（ごご）1
時（じ）30分（ぷん）から飯田文化会館（いいだぶんかかいかん）

・三穂小学校（みほしょうがっこう）の地域学校行事（ちいきがっこうぎょうじ）

平成（へいせい）21年（ねん）6月（がつ）14日（か）〔日（にち）〕午前（ごぜん）
7時（じ）30分（ぷん）から

(2) 「2009 保育（ほいく）フェア」参加者（さんかしゃ）

・飯田市内（いいだしんない）の園児（えんじ）は、登園（とうえん）せず、外出（がいし
ゅつ）を控（ひか）えた上（うえ）で、保育所・幼稚園（ほいくじょ・ようちえん）の指導
（しどう）に従（したが）ってください。

・飯田市外（いいだしがい）の園児（えんじ）は、登園（とうえん）せず、外出（がいし
ゅつ）を控（ひか）えた上（うえ）で、行事（ぎょうじ）に参加（さんか）した旨（むね）
を保護者（ほごしゃ）から飯田保健福祉事務所（いいだほけんふくしじむしょ）

〔0265-53-0444〕に連絡（れんらく）し、指導（しどう）に従（したが）ってください。

・同伴（どうはん）した小学生（しょうがくせい）〔飯田市内・市外（いいだしない・しがいい）いずれも〕は、登校（とうこう）せず、外出（がいしゅつ）を控（ひか）えた上（うえ）で、行事（ぎょうじ）に参加（さんか）した旨（むね）を保護者（ほごしゃ）から小学校及（しょうがっこうおよ）び飯田保健福祉事務所（いいだほけんふくしじむしょ）〔0265-53-0444〕に連絡（れんらく）し、指導（しどう）に従（したが）ってください。

・保護者（ほごしゃ）、大会関係者（たいかいかんけいしゃ）は、健康状態（けんこうじょうたい）に注意（ちゅうい）し、人（ひと）ごみを避（さ）けるとともに、やむを得（え）ず人（ひと）ごみに入（はい）るときはマスクを着用（ちゃくよう）してください。そして、発熱（はつねつ）やのどの痛（いた）みなどの症状（しょうじょう）が見（み）られたら、直接医療機関（ちよくせついりょうきかん）を受診（じゅしん）せず、飯田保健福祉事務所（いいだほけんふくしじむしょ）〔0265-53-0444〕に連絡（れんらく）してください。

（3）飯田市内（いいだしない）のすべての市立・私立（いちりつ・しりつ）の保育所（ほいくじょ）、幼稚園並（ようちえんなら）びに認可外保育施設（にんかがいほいくしせつ）

・臨時休業（りんじきゅうぎょう）を要請（ようせい）します。休業期間（きゅうぎょうきかん）は、6月（がつ）16日（にち）〔火（か）〕から6月（がつ）20日（か）〔土（ど）〕までとします。

・なお、私立（しりつ）の保育所（ほいくじょ）、幼稚園並（ようちえんなら）びに認可外保育施設（にんかがいほいくしせつ）については、園児（えんじ）が「2009 保育（ほいく）フェア」に参加（さんか）していないことが明（あき）らかになった時点（じてん）で休業（きゅうぎょう）の要請（ようせい）を解除（かいじょ）します。

（4）小学校（しょうがっこう）、中学校（ちゅうがっこう）、高等学校（こうとうがっこう）、その他（ほか）の学校（がっこう）、保育所以外（ほいくじょいがい）の社会福祉施設（しゃかいふくしせつ）

・三穂小学校（みほしょうがっこう）について、臨時休業（りんじきゅうぎょう）を要請（ようせい）します。休業期間（きゅうぎょうきかん）は、6月（がつ）16日（にち）〔火（か）〕から6月（がつ）21日（にち）〔日（にち）〕までとします。

・その他（ほか）の学校（がっこう）は、一律（いちりつ）の臨時休業（りんじきゅうぎょう）は、要請（ようせい）しません。

・引（ひ）き続（つづ）き、児童・生徒（じどう・せいと）、利用者及（りようしゃおよ）び職員（しょくいん）に対（たい）して「個人予防策（こじんよぼうさく）」を徹底（てっぺい）するよう指導（しどう）するとともに、健康状態（けんこうじょうたい）にご注意（ちゅうい）ください。

（5）事業者（じぎょうしゃ）

・事業自粛（じぎょうじしゅく）の要請（ようせい）は、行（おこな）いません。

・引（ひ）き続（つづ）き、従事者（じゅうじしゃ）、利用者等（りようしゃとう）に対（たい）して「個人予防策（こじんよぼうさく）」を徹底（てっぺい）するよう要請（ようせい）します。

(6) 集会(しゅうかい)、スポーツ大会(たいかい)の主催者(しゅさいしゃ)
・一律(いちりつ)の自粛要請(じしゅくようせい)は、行(おこな)いません。
・開催(かいさい)する場合(ばあい)には、感染機会(かんせんきかい)を減(へ)らすための工夫(くふう)〔体調不良(たいちょうふりょう)の方(かた)の利用・参加(りよう・さんか)を遠慮(えんりょ)していただく、利用者・参加者(りようしゃ・さんかしや)の席(せき)を離(はな)す、発症者(はっしょうしゃ)への対応(たいおう)を準備(じゅんび)するなど〕を検討(けんとう)するよう主催者(しゅさいしゃ)に要請(ようせい)します。

2. 飯田地域等(いいたちいきとう)の関係機関(かんけいきかん)への対応(たいおう)

(1) 医療機関・医療関係者(いりょうきかん・いりょうかんけいしゃ)
・感染症指定医療機関等(かんせんしょうしていいりょうきかんと)の初期対応医療機関(しよきたいおういりょうきかん)に診療(しんりょう)の継続(けいぞく)を要請(ようせい)します。
・協力医療機関(きょうりょくいりょうきかん)に新型(しんがた)インフルエンザ診療(しんりょう)を要請(ようせい)します。

(2) 抗(こう)インフルエンザウイルス薬(やく)、検査薬(けんさやく)、マスク等(とう)の供給(きょうきゅう)に関(かん)する業者(ぎょうしゃ)
・抗(こう)インフルエンザウイルス薬(やく)、検査薬(けんさやく)、マスク等(とう)の円滑(えんかつ)な供給(きょうきゅう)を要請(ようせい)します。

(3) 事業者(じぎょうしゃ)
・従業員(じゅうぎょういん)の子(こ)ども等(とう)が通(かよ)う保育施設等(ほいくしせつとう)の臨時休業(りんじきゅうぎょう)に伴(ともな)い、当該従業員(とうがいじゅうぎょういん)の勤務(きんむ)について配慮(はいりょ)するよう要請(ようせい)します。

3. 県民(けんみん)の皆(みな)さまには以下(いか)の「個人予防策(こじんよぼうさく)」を実施(じっし)するようお願い(ねが)いします

・人混(ひとご)みをなるべく避(さ)けるとともに、手洗(てあら)い・うがいの徹底(てってい)、混(こ)み合(あ)った場所(ばしょ)でのマスクの着用(ちゃくよう)、咳(せき)エチケットの徹底(てってい)などお願(ねが)いします。

・発熱等(はつねつとう)のインフルエンザ様症状(ようしょうじょう)が見(み)られた場合(ばあい)には、外出(がいしゅつ)を控(ひか)えるか、保健福祉事務所(ほけんふくしじむしょ)〔保健所(ほけんじょ)〕の発熱相談電話(発熱相談電話)で相談(そうだん)の上(うえ)、案内(あんない)された発熱外来(はつねつがいらい)を受診(じゅしん)する。

・飯田保健福祉事務所(いいたほけんふくしじむしょ)〔保健所(ほけんじょ)〕(0265-53-0444)及(およ)び伊那保健福祉事務所(いなほけんふくしじむしょ)〔保健所(ほけんじょ)〕

(0265-76-6837)では24時間対応(じかんだいおう)で発熱相談(はつねつそうだん)を受(う)け付(つ)けます。その他(ほか)の保健福祉事務所(ほけんふくしじむしょ)〔保健所(ほけんじょ)〕では引(ひ)き続(つづ)き午前(ごぜん)8時(じ)30分(ぷん)から午後(ごご)5時(じ)15分(ふん)まで受付(うけつけ)します。〔夜間(やかん)は庁舎受付(ちょうしゃうけつけ)での転送対応(てんそうたいおう)〕

県庁健康(けんちょうけんこう)づくり支援課(しえんか)で24時間(じかん)の電話相談(でんわそうだん)に応(おう)じます(026-235-7484)。